

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	生産森林組合の解散の決議の認可			根拠条項	第100第4項（第83条第2項準用）				
審査基準	<p>第100第4項において準用する第83条第2項の規定による生産森林組合の解散の決議の認可に係る審査基準は、同条第3項において準用する第79条第1号の認可の基準のとおりとする。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次
							標準経由期間	日	No.